

法令試験問題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

- (1) 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。
()
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。
()
- (3) 国土交通大臣は、事業者が届出した運賃及び料金が、特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときには、期限を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。
()
- (4) 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。
()
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。
()
- (6) 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
()
- (7) 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
()

- (8) 事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。
()
- (9) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者が、その事業を休止したときは、休止した日から30日以内に届出すればよい。
()
- (10) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。
()
- (11) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を30日間保存しなければならない。
()
- (12) 事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。
()
- (13) 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。
()
- (14) 事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
()
- (15) 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。
()
- (16) 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならないが、氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない。
()
- (17) 事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を運転者として選任することができない。
()

(18) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

()

(19) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

()

(20) 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。

()

【選択問題】

次の文章の()の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が行う運送の安全確保のための職務上の()に従わなければならないことが規定されている。

ア. 案内 イ. 命令 ウ. 指示

(2) 「旅客自動車運送事業」とは、()に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

(3) 一般旅客自動車運送事業者は、()により、旅客の運送をしなければならない。

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序

(4) 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに()を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

(5) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）保存しなければならない。

ア. 30日間 イ. 6ヶ月間 ウ. 3年間

(6) 事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

(7) 自動車の（ ）は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者

(8) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

ア. 2年 イ. 5年 ウ. 10年

(9) 事業者は、事業年度の経過後、（ ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。

ア. 50 イ. 100 ウ. 150

(10) 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた

(11) 旅客自動車運送事業者は、（ ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。

ア. 60歳 イ. 65歳 ウ. 70歳

(12) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び（ ）の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。

ア. 経済 イ. 天候 ウ. 交通

(13) 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ（ ）に運輸を遂行するように努めなければならない。

ア. 迅速 イ. 早急 ウ. 合理的

(14) 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び（ ）についての規律を定めなければならない。

ア. 接遇 イ. 運転技術 ウ. 服務

(15) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- ① 旅客の運送を（ ）すること。
- ② 旅客を（ ）まで送還すること。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、旅客を（ ）すること。

ア. 目的地	イ. 保護	ウ. 出発地	エ. 営業所	オ. 継続
カ. 指導	キ. 搬送	ク. 保障	ケ. 中止	コ. 点検

【筆記問題】

文章の（ ）内に当てはまる語句を記入しなさい。

(1) 事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び（ ）を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

答. _____

(2) 事業者は、営業区域の変更をしようとするときは、（ ）変更の認可を受けなければならない。

答. _____

(3) 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

答. _____

法令試験問題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×20=20点

- (1) 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第9条の2) (○)

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条、施行規則3条の2) (○)

- (3) 国土交通大臣は、事業者が届出した運賃及び料金が、特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときには、期限を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。(道路運送法第9条の2) (○)

- (4) 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。(運輸規則第49条) (○)

- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。(道路運送法第11条) (×)

- (6) 事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条) (○)

- (7) 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。(道路運送法40条) (○)

- (8) 事業者は、事業用自動車の数が200両以上でなければ、安全統括管理者を選任する必要はない。(道路運送法第22条の2)
(×)
- (9) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者が、その事業を休止したときは、休止した日から30日以内に届出すればよい。(道路運送法第38条)
(×)
- (10) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。(運輸規則第24条)
(○)
- (11) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を30日間保存しなければならない。(運輸規則第25条)
(×)
- (12) 事業者は、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者であっても運行管理を補助させるための者であれば、選任することができる。(運輸規則第47条の9)
(×)
- (13) 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。(運輸規則第35条)
(○)
- (14) 事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(○)
- (15) 事業者は毎事業年度の経過後に輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。なお、その内容を国土交通大臣に報告する義務はない。(運輸規則第47条の7)
(×)
- (16) 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならないが、氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない。(運輸規則第3条)
(○)
- (17) 事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を運転者として選任することができない。(運輸規則第36条)
(○)

(18) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。(事故報告規則第4条) (×)

(19) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン I-1-(1)) (○)

(20) 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項) (○)

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×17=17点

(1) 一般貸切旅客自動車運送事業の標準運送約款には、旅客は、運転者が行う運送の安全確保のための職務上の (ウ) に従わなければならないことが規定されている。(一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款第9条)

ア. 案内 イ. 命令 ウ. 指示

(2) 「旅客自動車運送事業」とは、(ウ) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法2条)

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

(3) 一般旅客自動車運送事業者は、(イ) により、旅客の運送をしなければならない。(道路運送法14条)

ア. 車両に乗り込んだ順序 イ. 運送の申込みを受けた順序 ウ. 運賃等を支払った順序

(4) 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに (イ) を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法12条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

(5) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等の記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ウ）保存しなければならない。（運輸規則26条の2）

ア. 30日間 イ. 6ヶ月間 ウ. 3年間

(6) 事業者は、事業用自動車を（イ）しなければならない。（運輸規則第44条）

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

(7) 自動車の（ウ）は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。（道路運送車両法47条の2）

ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者

(8) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（イ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

ア. 2年 イ. 5年 ウ. 10年

(9) 事業者は、事業年度の経過後、（イ）日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がある。（報告規則2条）

ア. 50 イ. 100 ウ. 150

(10) 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、（ウ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（運輸規則21条）

ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた

(11) 旅客自動車運送事業者は、（イ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けなければならない。（運輸規則第38条）

ア. 60歳 イ. 65歳 ウ. 70歳

(12) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び（ウ）の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。（運輸規則第28条）

ア. 経済 イ. 天候 ウ. 交通

(13) 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ（ア）に運輸を遂行するように努めなければならない。（運輸規則第2条）

ア. 迅速 イ. 早急 ウ. 合理的

(14) 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び（ウ）についての規律を定めなければならない。（運輸規則第41条）

ア. 接遇 イ. 運転技術 ウ. 服務

(15) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。（運輸規則第18条）

- ① 旅客の運送を（オ）すること。
- ② 旅客を（ウ）まで送還すること。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、旅客を（イ）すること。

ア. 目的地	イ. 保護	ウ. 出発地	エ. 営業所	オ. 継続
カ. 指導	キ. 搬送	ク. 保障	ケ. 中止	コ. 点検

【筆記問題】

1点×3＝3点

文章の（ ）内に当てはまる語句を記入しなさい。

(1) 事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員の氏名及び（ ）を旅客に見やすいように掲示しなければならない。（運輸規則第42条）

答. _____ 自動車登録番号 _____

(2) 事業者は、営業区域の変更をしようとするときは、（ ）変更の認可を受けなければならない。（道路運送法第15条、施行規則第14条及び15条）

答. _____ 事業計画 _____

(3) 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。（道路運送車両法48条）

答. _____ 3ヶ月 _____